

『令和 4 年度税制改正大綱 (15) 費用の損金不算入額等措置』

納税環境整備の面では、円滑・適正な納税を促す一連の措置が講じられる。

1) 仮装隠蔽がある又は無申告の年分において、個人(不動産所得、事業所得、山林所得、又は前々年分の収入金額が300万円超の雑所得を生ずべき業務を行う者)又は法人が確定申告書に記載しなかった費用の額は、以下を除き損金の額に算入しない。○保存する帳簿書類等により当該費用の額が生じたことが明らかである場合 ○保存する帳簿書類等により当該費用の額に係る取引の相手先が明らかである場合、その他当該取引が行われたことが明らか、又は推測される場合で、反面調査等により税務署長がその額が生じたと認める場合

2) 納税者が、一定の帳簿に記載すべき事項に関し、修正申告もしくは期限後申告書の提出、更正、決定があった時前に国税庁等の職員から帳簿の提示・提出を求められ、かつ以下のいずれかに該当する時は、上記の記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税又は無申告加算税の額に、当該申告漏れ等に係る税額の10%(Bは5%)が加算される。A) 帳簿の不提示・不提出、又は提示・提出した帳簿のうち売上金額又は業務に係る収入金額の記載が2分の1未満 B) A)を除き、上記の金額の記載が3分の2未満



『持続可能な医療制度へ向け提言 デジタル化と自助強化—日商』

日本商工会議所は東商と連名で「社会保障における持続可能な医療制度に関する提言～医療のデジタル化と自助・イノベーションの強化を～」を公表した。日本の医療制度を支える「国民皆保険」の根幹である公的医療保険制度は、現役世代や事業主が加入する被用者保険(組合健保、協会けんぽ)が負担する拠出金が、高齢者が多い市町村国保や後期高齢者医療制度を支える構図となっており、今後見込まれる高齢者の増加が現役世代や事業主の負担増を招く恐れがあると、年齢ではなく、支払い能力に応じた形にするよう提言。公的医療保険財政への負荷軽減を図るためには医療資源を有効かつ適切に活用する「医療マネジメント」が必要との認識のもと、電子カルテの統合化やデータ連結の推進、マイナンバーカードの普及・活用促進等を通じた「医療DX」の強力な推進を求めた。

公的医療保険からの給付増加を抑制するため、自分で手当てし、医療機関にかからなくても済むようセルフメディケーションの促進と、その実践に必要な知識と判断力の向上に向けた取組の重要性を訴えた。アカデミアとベンチャー・企業が有するヒト、資金、技術が融合・循環する「ヘルスケアイノベーション創出エコシステム(仮称)」の構築なども提唱した。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com